

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 1 月 11 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700577号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700045号

第1 結論

平成3年4月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年4月から同年9月まで

私は、平成3年10月にA市役所で国民年金の第3号被保険者該当の届出を行ったところ、担当者から請求期間の国民年金保険料を遡って納付しておいた方が良いと言われた。翌月、請求期間の国民年金保険料5万4,000円を納付書により自宅近くの郵便局又は銀行で一括納付したが未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A市役所が保有する請求者に係る「国民年金納付状況調査表」によると、請求者は、平成3年11月12日付けで、20歳到達日である昭和53年*月*日まで遡って国民年金の被保険者資格の取得届出を行うと同時に、平成3年10月1日から国民年金第3号被保険者となる種別変更届出を行っていることが確認でき、当該届出時点で請求期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、請求期間は6か月と短期間であり、請求者が請求期間の国民年金保険料として納付したとする5万4,000円は、当時の6か月分の保険料額と一致している上、請求者が保険料を納付したとする郵便局又は銀行は、いずれも請求期間当時既に開設されており、保険料の収納を行っていたことが確認できることから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。